

北海道告示第11099号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第6号に掲げるすけとうだら固定式刺し網漁業(道南太平洋海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和3年8月16日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆1)	胆海共第20号共同漁業権漁場区域 胆海共第29号共同漁業権漁場区域 渡胆海共第2号共同漁業権漁場区域	毎年、10月1日から 翌年3月31日まで	4隻	10トン未満	胆振総合振興局管内に 住所を有する者	令和3年8月16日から 同年9月15日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和3年10月1日から令和6年9月30日までとする。</p> <p>2 起業の認可の有効期間は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までとする。</p> <p>3 申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長に報告しなければならない。</p> <p>(2)すけとうだら以外を主たる漁獲の対象として操業してはならない。</p> <p>(3)しろさけ及び次に掲げるかきが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅9.5センチメートル未満べにずわいがにの雄がに ウ べにずわいがにの雌がに</p> <p>(4)使用する刺し網の網目の結節から結節までの長さは42ミリメートル以上56.5ミリメートル以下でなければならない。</p> <p>(5)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。</p> <p>(6)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆2)	胆海共第18号共同漁業権漁場区域 胆海共第29号共同漁業権漁場区域 渡胆海共第2号共同漁業権漁場区域	同上	4隻	同上	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆3)	胆海共第16号共同漁業権漁場区域 胆海共第29号共同漁業権漁場区域 渡胆海共第2号共同漁業権漁場区域	同上	8隻	同上	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆4)	胆海共第12号共同漁業権漁場区域 胆海共第29号共同漁業権漁場区域 渡胆海共第2号共同漁業権漁場区域	同上	3隻	同上	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆5)	胆海共第12号共同漁業権漁場区域 胆海共第27号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区	同上	10隻	同上	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆6)	胆海共第10号共同漁業権漁場区域 胆海共第27号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区	同上	18隻	同上	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆7)	胆海共第10号共同漁業権漁場区域 胆海共第27号共同漁業権漁場区域	同上	2隻	20トン未満	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆8)	胆海共第27号共同漁業権漁場区域	同上	23隻	同上	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆9)	胆海共第8号共同漁業権漁場区域 胆海共第27号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区	同上	17隻	10トン未満	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆10)	胆海共第8号共同漁業権漁場区域 胆海共第27号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区 道南西部海域 2区	同上	1隻	10トン以上 20トン未満	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆11)	胆海共第8号共同漁業権漁場区域 胆海共第27号共同漁業権漁場区域	同上	10隻	20トン未満	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆12)	胆海共第27号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区	同上	7隻	10トン未満	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆13)	胆海共第27号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区 道南西部海域 2区	同上	1隻	10トン以上 20トン未満	同上		

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆14)	胆海共第6号共同漁業権漁場区域 胆海共第27号共同漁業権漁場区域	毎年、10月1日から 翌年3月31日まで	20隻	20トン未満	胆振総合振興局管内に 住所を有する者	令和3年8月16日から 同年9月15日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和3年10月1日から令和6年9月30日までとする。</p> <p>2 起業の認可の有効期間は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までとする。</p> <p>3 申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長に報告しなければならない。</p> <p>(2)すけとうだら以外を主たる漁獲の対象として操業してはならない。</p> <p>(3)しろさけ及び次に掲げるかきが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅9.5センチメートル未満べにずわいがにの雄がに ウ べにずわいがにの雌がに</p> <p>(4)使用する刺し網の網目の結節から結節までの長さは42ミリメートル以上56.5ミリメートル以下でなければならない。</p> <p>(5)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。</p> <p>(6)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆15)	胆海共第6号共同漁業権漁場区域	同 上	10隻	同 上	同 上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆16)	胆海共第4号共同漁業権漁場区域 胆海共第27号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区 苫小牧港港湾区域海域	同 上	12隻	10トン未満	同 上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆17)	胆海共第4号共同漁業権漁場区域 胆海共第27号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区 道南西部海域 2区 苫小牧港港湾区域海域	同 上	2隻	10トン以上 20トン未満	同 上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆18)	胆海共第4号共同漁業権漁場区域 胆海共第27号共同漁業権漁場区域 苫小牧港港湾区域海域	同 上	16隻	20トン未満	同 上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆19)	胆海共第2号共同漁業権漁場区域 胆海共第27号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区	同 上	1隻	10トン未満	同 上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(胆20)	胆海共第2号共同漁業権漁場区域 胆海共第27号共同漁業権漁場区域	同 上	8隻	20トン未満	同 上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡1)	渡海共第14号共同漁業権漁場区域	毎年、10月1日から 翌年3月31日まで	3隻	10トン未満	渡島総合振興局管内 (八雲町熊石地区を除く。)に住所を有する者		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡2)	渡海共第65号共同漁業権漁場区域	毎年、10月1日から 翌年1月31日まで	2隻	同 上	同 上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡3)	渡海共第2号共同漁業権漁場区域、 渡海共第61号共同漁業権漁場区域 渡胆海共第2号共同漁業権漁場区域	毎年、10月1日から 翌年3月31日まで	10隻	同 上	同 上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡4)	渡海共第4号共同漁業権漁場区域、 渡海共第61号共同漁業権漁場区域 渡胆海共第2号共同漁業権漁場区域	同 上	43隻	同 上	同 上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡5)	渡海共第6号共同漁業権漁場区域、 渡海共第61号共同漁業権漁場区域 渡胆海共第2号共同漁業権漁場区域	同 上	52隻	同 上	同 上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡6)	渡海共第8号共同漁業権漁場区域、 渡海共第61号共同漁業権漁場区域 渡胆海共第2号共同漁業権漁場区域	同 上	7隻	同 上	同 上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡7)	渡海共第10号共同漁業権漁場区域、 渡海共第61号共同漁業権漁場区域 渡胆海共第2号共同漁業権漁場区域	同 上	5隻	同 上	同 上		

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡8)	渡海共第63号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域	毎年、10月1日から 翌年3月31日まで	4隻	10トン未満	渡島総合振興局管内 (八雲町熊石地区を除く。)に住所を有する者	令和3年8月16日から 同年9月15日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和3年10月1日から令和6年9月30日までとする。</p> <p>2 起業の認可の有効期間は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までとする。</p> <p>3 申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長に報告しなければならない。</p> <p>(2) すけとうだら以外を主たる漁獲の対象として操業してはならない。</p> <p>(3) しろさけ及び次に掲げるかきが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅9.5センチメートル未満べにずわいがにの雄がに ウ べにずわいがにの雌がに</p> <p>(4) 使用する刺し網の網目の結節から結節までの長さは42ミリメートル以上56.5ミリメートル以下でなければならない。</p> <p>(5) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。</p> <p>(6) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡9)	渡海共第14号共同漁業権漁場区域 渡海共第63号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域	同 上	3隻	同 上	同 上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡10)	渡海共第61号共同漁業権漁場区域 渡胆海共第2号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域	同 上	1隻	同 上	同 上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡11)	渡海共第8号共同漁業権漁場区域 渡海共第61号共同漁業権漁場区域 渡胆海共第2号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域	同 上	3隻	同 上	同 上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡12)	渡海共第10号共同漁業権漁場区域 渡海共第61号共同漁業権漁場区域 渡胆海共第2号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域	同 上	5隻	同 上	同 上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡13)	渡海共第65号共同漁業権漁場区域	毎年、10月1日から 翌年1月31日まで	5隻	同 上	同 上		
	道南西部海域 1区	毎年、10月1日から 翌年3月31日まで					
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡14)	渡海共第65号共同漁業権漁場区域	毎年、10月1日から 翌年1月31日まで	3隻	10トン以上 20トン未満	同 上		
	道南西部海域 1区 道南西部海域 2区	毎年、10月1日から 翌年3月31日まで					
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡15)	渡海共第65号共同漁業権漁場区域	毎年、10月1日から 翌年1月31日まで	4隻	同 上	同 上		
	道南西部海域 1区	毎年、10月1日から 翌年3月31日まで					
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡16)	噴火湾海域 道南西部海域 1区	同 上	2隻	10トン未満	同 上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡17)	渡海共第63号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区	同 上	45隻	同 上	同 上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡18)	渡海共第63号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区 道南西部海域 2区	同 上	8隻	10トン以上 20トン未満	同 上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡19)	渡海共第63号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区	同 上	2隻	同 上	同 上		

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡20)	渡海共第12号共同漁業権漁場区域 渡海共第63号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区	毎年、10月1日から 翌年3月31日まで	14隻	10トン未満	渡島総合振興局管内 (八雲町熊石地区を除く。)に住所を有する者	令和3年8月16日から 同年9月15日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和3年10月1日から令和6年9月30日までとする。</p> <p>2 起業の認可の有効期間は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までとする。</p> <p>3 申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長に報告しなければならない。</p> <p>(2) すけとうだら以外を主たる漁獲の対象として操業してはならない。</p> <p>(3) しろさけ及び次に掲げるかにかが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅9.5センチメートル未満べにずわいがにの雄がに ウ べにずわいがにの雌がに</p> <p>(4) 使用する刺し網の網目の結節から結節までの長さは42ミリメートル以上56.5ミリメートル以下でなければならない。</p> <p>(5) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。</p> <p>(6) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡21)	渡海共第14号共同漁業権漁場区域 渡海共第63号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区	同上	15隻	同上	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡22)	渡海共第16号共同漁業権漁場区域 渡海共第63号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区	同上	8隻	同上	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡23)	渡海共第16号共同漁業権漁場区域 渡海共第63号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区 道南西部海域 2区	同上	8隻	10トン以上 20トン未満	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡24)	渡海共第16号共同漁業権漁場区域 渡海共第63号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区	同上	8隻	同上	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡25)	渡海共第61号共同漁業権漁場区域 渡胆海共第2号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区	同上	30隻	10トン未満	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡26)	渡海共第6号共同漁業権漁場区域 渡海共第61号共同漁業権漁場区域 渡胆海共第2号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区	同上	29隻	同上	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡27)	渡海共第8号共同漁業権漁場区域 渡海共第61号共同漁業権漁場区域 渡胆海共第2号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区	同上	22隻	同上	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡28)	渡海共第16号共同漁業権漁場区域 渡海共第63号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域	同上	3隻	同上	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡29)	渡海共第16号共同漁業権漁場区域 渡海共第63号共同漁業権漁場区域	同上	3隻	同上	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡30)	渡海共第63号共同漁業権漁場区域	同上	2隻	同上	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡31)	渡海共第10号共同漁業権漁場区域 渡海共第61号共同漁業権漁場区域 渡胆海共第2号共同漁業権漁場区域 噴火湾海域 道南西部海域 1区	同上	54隻	同上	同上		
すけとうだら固定式刺し網漁業(渡32)	渡海共第61号共同漁業権漁場区域 渡胆海共第2号共同漁業権漁場区域	同上	2隻	同上	同上		

別記 操業区域の表示

(1) 噴火湾海域

函館市恵山岬と苫小牧市樽前山頂上を結ぶ線以西の海域。ただし、共同漁業権漁場区域を除く。

(2) 道南西部海域 1区

恵山岬と尻屋崎を結ぶ線以东、沙流郡と勇払郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から206度55分の線以西の海域のうち噴火湾海域を除く海域。ただし、共同漁業権漁場区域及び次のア、イ、ウ、エ、オの点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域を除く。

ア 国土地理院三角点苫小牧から258度30分、1,500メートルの点

イ アの点から175度00分、5,000メートルの点

ウ むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から200度25分、5,000メートルの点

エ むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から200度25分、2,700メートルの点

オ 国土地理院三角点上都台から264度39分、1,325メートルの点

(3) 道南西部海域 2区

松前郡と上磯郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から150度45分の線以东、沙流郡と勇払郡の境界線と最大高潮時海岸線と交点のから206度55分の線以西、恵山岬と尻屋崎を結ぶ線以西の海域。ただし、共同漁業権漁場区域を除く。

(4) 苫小牧港港湾区域海域

次のア、イ、ウ、エ、オの点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域のうち、苫小牧港管理組合が同意した区域

ア 国土地理院三角点 苫小牧から258度30分、1,500メートルの点

イ アの点から175度00分、5,000メートルの点

ウ むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から200度25分、5,000メートルの点

エ むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から200度25分、2,700メートルの点

オ 国土地理院三角点上都台から264度39分、1,325メートルの点